

公告 第591号

組合規程の一部変更について

平成28年2月23日付SCSK健発第923号及び第924号をもって、以下の規程を一部変更することについて、関東信越厚生局長宛に届出したので、別添、新旧対照表のとおり公告する。

平成28年3月1日

SCSK健康保険組合
理事長 古森 明

- 一部変更する規程(新旧対照表)
- 歯科健診実施規程
- 各種健康診査等補助金支給規程

以上

歯科健診実施規程

新 旧 条 文 対 照 表

新	旧
(目 的) 第 1 条 この規程は、ＳＣＳＫ健康保険組合（以下「組合」という）の被保険者および被扶養配偶者に歯科健診受診の機会を広く与え、かつ奨励し健康管理並びに疾病予防に資することを目的とし、歯科健診提携業者（委託業者）の提携医療機関における検査について定めるものである。 「略」 (費用負担) 第 4 条 提携医療機関での受診費用は無料とする。 附則 この規程の改正は平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。	(目 的) 第 1 条 この規程は、ＳＣＳＫ健康保険組合（以下「組合」という）の被保険者および被扶養者に歯科健診受診の機会を広く与え、かつ奨励し健康管理並びに疾病予防に資することを目的とし、歯科健診提携業者（提携業者）の提携医療機関にて無料で検査を受けること、及び一般医療機関において歯科診査等を受けた場合は、その費用の一部を補助するものである。 「略」 (費用負担) 第 4 条 委託業者の提携医療機関で受診する場合は無料とする。 委託業者の提携医療機関以外での受診を被保険者、被扶養配偶者が希望した場合は、被保険者、被扶養配偶者が一時的に実費を立て替え、別に定める申請書に所定事項を記入し支払領収証および受診結果表を添付の上、組合に提出することにより上限金額（4,000 円）の範囲内にて補助金を支給するものとする。

各種健康診査等補助金支給規程

新旧条文対照表

新	旧
(一時立替) 第7条 第6条の他、次に定める事由により委託業者の契約医療機関以外での受診を被保険者、被扶養者が希望した場合は、事前に常務理事の承認を受けた上で被保険者、被扶養者が一時的に実費を立て替えて第3条に定める健康診査等を受診できるものとする。その場合は別に定める申請書に所定事項を記入し支払領収証および受診結果票を添付の上、組合に提出することにより次に定める上限金額の範囲内にて補助金を支給するものとする。 (1) 事由は以下のいずれかによる ・最寄りの契約医療機関まで2時間30分以上かかる場合 ・掛かり付け医があり、現在治療中である場合 ・その他常務理事が妥当と認める場合 (2) 健診等の範囲、補助金の上限金額は以下のとおり ・特定健診(7,020円) ・人間ドック(40,000円) ・婦人科検査(10,000円) ※子宮がん検査、乳がん検査いずれか片方の場合(5,000円) ・オプション検査(心血管を除く) (胸部CT:25,000円) (脳MR:40,000円) 「略」 附則 この規程の改正は平成28年3月1日から施行する。	(一時立替) 第7条 第6条の他、次に定める事由により委託業者の契約医療機関以外での受診を被保険者、被扶養者が希望した場合は、事前に常務理事の承認を受けた上で被保険者、被扶養者が一時的に実費を立て替えて第3条に定める健康診査等を受診できるものとする。その場合は別に定める申請書に所定事項を記入し支払領収証および受診結果票を添付の上、組合に提出することにより次に定める上限金額の範囲内にて補助金を支給するものとする。 (1) 事由は以下のいずれかによる ・最寄りの契約医療機関まで2時間30分以上かかる場合 ・掛かり付け医があり、現在治療中である場合 ・その他常務理事が妥当と認める場合 (2) 健診等の範囲、補助金の上限金額は以下のとおり ・特定健診(6,825円) ・人間ドック(40,000円) ・婦人科検査(10,000円) ※子宮がん検査、乳がん検査いずれか片方の場合(5,000円) ・オプション検査(心血管を除く) (胸部CT:25,000円) (脳MR:40,000円) 「略」